

これまでの届出事例の報告

令和3年1月22日(金)
生駒市景観審議会

景観法に基づく届出件数

令和2年1月12日現在

	建築物	工作物	開発行為	土地形質の変更	物件の堆積	計
平成21年度	2	0	2	0	0	4
平成22年度	6	2	2	0	0	10
平成23年度	7	3	9	2	0	21
平成24年度	20	3	5	3	1	32
平成25年度	28	6	7	3	0	44
平成26年度	15	3	6	2	0	26
平成27年度	34	4	12	6	0	56
平成28年度	25	4	14	3	0	46
平成29年度	13	3	8	0	0	24
平成30年度	15	4	3	7	0	29
令和元年度	17	2	0	4	0	23
令和2年度	7	1	1	3	1	13
合計	189	35	69	33	2	328

景観まちづくり相談

景観まちづくり相談とは、平成24年1月より開催され、生駒市景観計画、生駒市景観条例第22条に定められた景観アドバイザーから、市民及び事業者が行う景観の形成に向けた取り組みについて、専門的な助言を受けるための相談窓口です。

事業者等が毎月1回、2名の景観アドバイザーから直接助言を受けています

景観まちづくり相談実績（件数）

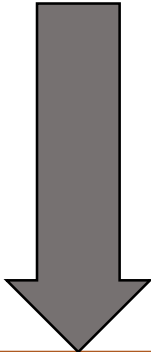
令和3年1月12日現在

	一般	行政	合計
平成23年度	3	0	3
平成24年度	7	7	14
平成25年度	6	10	16
平成26年度	8	10	18
平成27年度	8	6	14
平成28年度	5	3	8
平成29年度	9	3	12
平成30年度	6	5	11
令和元年度	3	8	11
令和2年度	1	4	5
合計	56	56	112

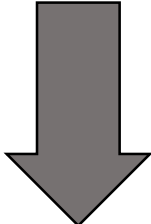
生駒市景観計画に基づく届出の流れ

行為の計画

※1

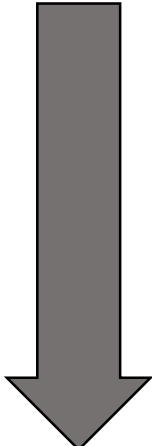


景観アドバイザー
※条例22条により設置

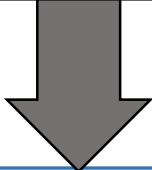


行為の届出

※2



事前の助言
※条例第12条



※1
条例第11条(抜粋)
届出を要する行為をしようとする者は当該行為が景観計画に適合するようにしなければならない。
ただし、市長が景観アドバイザーの意見を聴いて良好な景観の形成に資すると認めるときはこの限りでない。

※2
条例第12条(抜粋)
届出をしようとする者は、あらかじめ、その内容について、規則で定めるところにより、市長に必要な助言を求めることができる。
市長は助言を求められたときは、生駒市景観審議会に意見を聴くことができる。

景観審議会
※条例21条により設置

